

国際刑事立法対策

2011.10.1
No.15

ニュース

編集責任：国際刑事立法対策委員会

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正案の成立について

国際刑事立法対策委員会委員長 山下 幸夫(東京弁護士会)

犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)の改正案が、本年4月27日に成立し、翌28日に公布された。公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

改正犯収法においては、弁護士に関する改正は、改正前の8条の規定が11条に移された上で、同条1項及び2項のうち「本人確認」と

の表現が「本人特定事項の確認」と改められた。その内容に本質的な変更はない。

これ以外に、弁護士に対して直接的に法的な義務を課す規定は盛り込まれなかったが、今回の改正により、司法書士等の士業に対しては、①相手方が、関連する他の取引の際に行われた確認時(以下「関連取引時確認」という。)に顧客等又は代表者等になりすまして

いる疑いがある取引、②関連取引時確認時に、確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引、③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引をそれぞれ行う場合には、本人特定事項の確認をとらなければならないこと、その確認は、関連取引時確認を行った際に採った方法と

は異なる方法により行わなければならないこと、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないことが、それぞれ新たに課せられた(改正犯収法4条)。

司法書士等の士業の例に準じて、日弁連の会則で定めることとされていることから、日弁連においても、今後制定される省政令の内容を踏まえて、弁護士の日常業務への影響を考慮しつつ、日弁連が自主的に制定した「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程(会規第81号)」について、改正の要否及びその内容について慎重に検討する必要がある。

外国公務員贈賄罪に関するOECD対日審査と弁護士会

国際刑事立法対策委員会事務局長 片山 達(第二東京弁護士会)

不正競争防止法18条は、外国公務員等に対する不正の利益の供与を禁止している。これは、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)で採択された「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内において実施するものである。同条約の実施状況を審査するため、本年7月、OECDの審査団が来日し、日弁連もヒアリングの対象となった。日弁連がヒアリングの対象となるのは、2004年以來2回目

である(海渡雄二グローバル市場経済における腐敗の防止-OECD外国公務員贈賄防止条約の審査ミッションを受けて「自由と正義」2004年12月号)。

2004年の審査から7年間の経過し、国内で外国公務員贈賄罪の有罪判決は1件のみである。多数の事件が立件されている米国と比べると、我が国が同条約を積極的に実施しているとは言い難い状況である。弁護士会との関係では、OECDから以下の指摘があった。

第1は、弁護士の間で、外国公務員への贈賄が犯罪であることの認識が足りないとの指摘である。そもそも日本企業の認識が足りないという指摘が前提にある。日本企業は、汚職が深刻とされる新興国へ積極的に進出している。欧米企業と比べて日本企業のみ賄賂なしで事業を遂行できると考えられない。日本企業に罪の意識が低いのは、助言すべき日本の弁護士の意識が低いからではないか、との疑問をもたれている。OECDは、国際法曹協会、国連薬物犯罪事務所と共同プロジェクトを立ち上げ、本年6月6日には日本の弁護士向けにセミナーを開催した(日弁連新聞2011年5月号国際刑事立法対策ニュース)。日弁連としても、会員向け研修等を通じて、弁護士の間での認識を高める努力をしなければならない。

第2は、違法行為が発覚しないのは、公益通報者保護制度が十分に機能していないためではないか

との指摘である。本年は公益通報者保護法施行から5年目に当たり、内閣府消費者委員会が制度の見直しを検討してきた。その中で、労働者や中小企業への周知が足りないとの指摘があったが、改正の方向性について合意に至らず、制度の見直しは見送られた。日弁連は、公益通報者保護制度が十分に機能していないとの問題意識を共有し、2011年2月18日、「公益通報者保護法の見直しに関する意見書」を公表した。OECDに対しては、同意見書の骨子を伝えた。

腐敗行為は社会の持続的発展、法の支配を危うくする要因であり、世界から腐敗行為をなくすことは、国際社会が取り組むべき課題となっている。OECDの審査結果は、年末までに報告書にまとめられる予定である。我が国は、世界から汚職をなくすため、これまで以上に積極的に取り組むことが求められると予想される。

FATFの最近の動向

国際刑事立法対策委員会副委員長 山岸 和彦(第一東京弁護士会)

金融活動作業部会(FATF)は、マネー・ロンダリング対策のための国際協力を推進するために、1989年のアルシユサミット経済宣言を受けて設立された政府間組織である。現在、我が国などOECD加盟国を中心とする34か国・地域と二つの地域連合体が加盟している。

FATFの主な活動内容は、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準(FATF勧告)の策定や改訂、及びFATF加盟国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視(相互審査)である。

FATF勧告としては、マネー・ロンダリング対策のための「40の勧告」とテロ資金対策のための「9の特別勧告」があり、40の勧告は1990年の制定後、1996年及び2003年に改訂されて現在に至っている。40の勧告は、当初、金融機関を対象にしていたが、2003年の改訂で弁護士、会計士等の職業専門家を含む非金融業者にも適用が広がった。40の勧告におけるマネー・ロンダリング規制の主たる内容は、①本人確認義務、②記録保存義務、そして③疑わしい取引の報告義務である。この疑わしい取引の報告義務を弁護士に課すことへの重大な疑問が提起され、日弁連が各国の弁護士会と連携してFATFに対して意見表明をするとともに、我が国において疑わしい取引の報告義務を弁護士に課すことを阻止したことはご存じのとおりである。

また、相互審査は各加盟国に対して順番に審査が実施され、現在までに3巡目の審査が行われた。我が国に対する審査は1993年、1997年及び2008年に行われている。ところでFATFでは、3巡目の相互審査が終了することを受け、勧告の実施に伴って得られた知見をもとに、FATF勧告の見直し作業を開始している。2011年6月までに見直しについて2回の検討が行われ、以下のような論点が提示されている。すなわち、管理監督におけるリスクベース・アプローチ、身元確認等における真の受益者の判定、重要な公的地位にある者、データ保護とプライバシー、電子送金、40の勧告に関する国際協力、40の勧告の適切/不適切な実施、金融情報機関の役割。FATFはこれらについての現在の見解を示して、2011年9月半ばを期限としてパブリックコメントを求めた。このパブリックコメントはFATFのウェブサイト公表される。FATFはこれらを受け、さらに勧告の改訂作業を進め、2012年2月には改訂されたFATF勧告を採択し、2013年の終わりには4巡目の相互審査を開始したいとしている。弁護士に対して大きな影響を及ぼすような40の勧告の改訂がなされる可能性があり、重大な関心をもち改訂作業を注視する必要がある。